

平成30年度横浜市中心と畜場費会計予算

平成30年度横浜市の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,787,319千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 215,494
	1 使用料	215,494
2 財産収入		482
	1 財産運用収入	481
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		2,615,788
	1 一般会計繰入金	2,615,788
4 繰越金		57,458
	1 繰越金	57,458
5 諸収入		762,097
	1 貸付金元利収入	678,875
	2 雑収入	83,222
6 市債		136,000
	1 市債	136,000
歳 入 合 計		3,787,319

歳 出

款	項	金 額
1 中 央 と 畜 場 費		千円 3,787,319
	1 運 営 費	2,952,074
	2 施 設 整 備 費	335,840
	3 公 債 費	498,405
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,787,319

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中 央 と 畜 場 施 設 整 備 費	千円 136,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成30会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	136,000			